

【1996年6月12日】介護保険制度を創設することに関し健康保険、船員保険及び国民健康保険の各制度を改正する件について
医療保険審議会

平成8年6月12日

厚生大臣 菅 直人 殿

医療保険審議会
会長 塩野谷 祐一

答申書

平成8年6月6日厚生省発保第79号をもって諮問のあった介護保険制度を創設することに関し健康保険、船員保険及び国民健康保険の各制度を改正する件については、下記のとおり答申する。

新たな介護保険制度の早期創設の必要性については当審議会として意見の一致を見たところであり、諮問のあった介護保険制度の基本骨格についても概ね理解できるが、医療保険制度との関連や影響など、なお明らかにされるべき問題点も残されており、また慎重な議論を求める意見もあった。

このため、介護保険制度の創設に伴い、健康保険、船員保険及び国民健康保険の各制度について所要の見直しを行うことについては、次の諸点に留意することを前提に、諮問案については止むを得ないものとする。

1. 今回の介護保険制度の創設は、今後の社会保障制度の構造改革の一環をなすものであり、介護保険制度と現在当審議会において審議中の医療保険制度改革との間で、費用負担を含め全体として整合性が取れたものとするべきであること。
2. 介護保険制度の安定を図るためには、医療保険制度そのものの運営の安定が不可欠であり、医療提供体制改善の道筋を明らかにするとともに、医療保険制度の改革を急ぐ必要があること。
3. 第2号被保険者について、医療保険各法に基づく保険料徴収をそのまま介護保険料に適用することについては異論もあり、今後、その見直しを含め検討を加えること。
4. 介護サービスと医療サービスとの連携について十分配慮すべきであること。